

# 第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

## 高知県信用保証協会

高知県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業の健全な育成と地域経済の発展のために貢献するため、平成27年度から29年度までの3ヵ年間の業務の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでまいります。

### 1. 保証業務の推進

金融と経営支援の一体化という観点から、産業振興計画推進融資や安心実現のための高知県緊急融資など地方公共団体の融資制度、また借換え保証、流動資産担保融資制度など国が推進する政策保証を活用し、円滑な資金供給に努めるとともに、資金調達以外にも経営課題を抱えている企業に対しては、関係機関との連携のもとにきめ細かな支援を行います。

### 2. 期中支援の強化

本年度から「暫定リスク」の期限が到来し始めることから、業容回復できていない先については代位弁済に至ることが懸念されます。こうした状況を踏まえて今後とも、経営の立て直しを要する企業については経営改善計画の策定を支援するほか、経営サポート会議を通じた経営改善・再生に向けた支援に取り組みます。

### 3. 期中管理の充実

大口保証先については、決算書の徴求やモニタリングにより企業の経営状況の把握に努めます。

また、保証債務の適切な管理を行うため、事故先等については金融機関と連携を密にして保証先等の実態把握に努めるとともに、返済条件の緩和や事業継続に向けた関係機関との調整を図っていきます。

### 4. 回収の効率化

代位弁済前の資産調査による求償権事前行使等の早期回収着手に取り組むとともに、年間回収目標を設定し、その進捗状況の適切な管理に努めます。

また、管理事務停止、求償権整理、損害金減免、一部弁済による保証人免除等を推進し、回収の効率化・最大化を図るほか、サービスの活用や職員の回収能力の向上に向けた取り組みを行います。

### 5. 経営管理態勢の強化等

経営管理態勢の強化及びコンプライアンス遵守に取り組むとともに、反社会的勢力に対しては組織を挙げて対処します。

また、協会の知名度アップや政策保証をはじめ国や地方公共団体の施策の周知を目指した広報等に努めます。

さらに、信用補完制度を円滑に運用できるよう、より安定的で効率的な電算システムへの移行に向けた検討を行います。